

明 治 の 開 墾

◆慶応の開墾奨励令と入会地の官有地編入

慶応2年（1866）11月、幕府は関東を対象として開墾奨励令を出しています。これは軍事費など急激な出費増に対応するための収入源創出と関東支配の再編強化を意図したものでした。当市域でも多数の入会地（共同利用地）からこの法令を受けた入会地開墾の願書が提出されています。しかし、多くの場合入会村々間の利害が一致せず開墾計画は中絶し、入会地はそのまま残されました。こうして未開発のまま残された原野は明治6年（1873）以降の地租改正時に、個人の所有とはなじまないとの理由から、その多くが明治政府の「官有地」に半ば強制的に編入されています。このとき、従来の原野の入会利用が一切否定されたわけではなく、^{まぐさ}稜の刈取りなどの権利は存続したところが多かったようです。

千葉市域入会地における慶応期開墾奨励令への対応

名 称	入 会	内 容
鹿子野	山辺郡小山村他8ヶ村	入会村々のうち4ヶ村より開墾願→他5ヶ村反対出訴
河原坂野・文六野・住吉野	山辺郡小食土村他8ヶ村	入会村々のうち小中村より開墾願→他8ヶ村反対願
大野	山辺郡大木戸村他8ヶ村	市原郡国吉村丈助らより開墾願→入会村々反対願
猿橋野	山辺郡上大和田村他6ヶ村	開墾前提として上・下大和田村分と他5ヶ村分境界改
平十文字野	山辺郡高津戸村・大木戸村	市原郡国吉村丈助らより開墾願→入会村々反対願
十文字野（平池台野）	千葉郡平川村3給	市原郡国吉村丈助らより開墾願→給々反対願
鳥喰野	千葉郡平川村他3ヶ村	平川と野呂・和泉で別個に分割開墾出願・対立→4村分割合意
十文字野（野田十文字野）	千葉郡野田村他17ヶ村	野田村等と残り村々で別個に分割開墾出願・対立→分割合意
中峠野	千葉郡平山村他2ヶ村	平山村より開墾願→他2ヶ村反対出訴→内済、一部残し分割
生実浦	千葉郡北生実村他2ヶ村	既存の地先分割開墾地のうち荒地起返出願
小間子野	千葉郡上泉村他21ヶ村	上・下泉村より一部（内小間子）の開墾計画→他村々合意

※『絵にみる図でよむ千葉市図誌』上巻より

◆士族による開墾

明治政府は収入の途を失った士族に対し、こうして官有地となった旧入会地の貸下げ・払下げを行い、帰農商を勧めました。いわゆる士族授産^{じゆさん}です。市域では旧和歌山藩士津田出による開墾と旧高松藩医藤川三溪^{いずる}によって行われた開墾が規模も大きく有名です。いずれも明治10年代から開始され、300町歩を越える規模の農場経営を試みています。しかし、20年代になると経営不振から、農場は順次地元の有力農民などに払下げられていきました。

◆小金・佐倉牧の開墾

牧制度の廃止にともない、旧小金・佐倉牧では明治2年（1869）から開墾事業が始まっています。この開墾の目的は東京の無産窮民の大量移住、困窮者の救済とともに、遷都における危険分子を一掃する都市治安対策も兼ねたものでした。開墾は東京府開墾役所（後の開墾局）のもと、三井ら東京の有力商人に結成させた「開墾会社」の手で遂行されました。このとき開墾されたのが現在の初富（鎌ヶ谷市）～十余三（成田市他）までの地域です。この開墾事業が開始されると牧周辺村々でも地元開墾を望む動きが出てきます。中野村では小間子牧（現若葉区小間子町）の開墾を願いましたが果せませんでした。一方長作村は下野牧の一部（字開有富^{かいうふ}）の開墾を粘り強い訴願の結果実現させています。

明治5年（1872）開墾会社は解散、社員や入植窮民に土地が分与されましたが、長続きせず、大部分の開墾地はやがて周辺村々の農民に取得されていきました。